



山形県公報

令和4年3月31日(木)

号 外 (6)

目 次

規 則

○山形県県税規則の一部を改正する規則…………… (税 政 課) …… 1

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表2 県民税の項中「第53条第52項」を「第53条第54項」に、「第53条第53項」を「第53条第55項」に改める。

別表4 不動産取得税の項中「第70条の2第5項」を「第70条の2第6項」に、「第77条第6項」を「第77条第7項」に改める。

別記第103号様式の注書第2項中「第73条の14第6項から第14項まで」を「第73条の14第7項から第15項まで」に改め、同注書第3項中「第70条の2第5項又は第77条第6項」を「第70条の2第6項又は第77条第7項」に改め、同注書第5項中「同条第70条の2第5項」を「同条例第70条の2第6項」に改める。

別記第107号様式の注書第3項及び別記第107号の2様式の注書第3項中「第70条の2第5項」を「第70条の2第6項」に改める。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

令和4年3月31日印刷 発行所 山形県庁
令和4年3月31日発行 発行人 山形県